

災害事例

路上作業中、トラックにはねられる

【災害の概要】

工事の種類：道路建設工事業

災害の種類：交通事故（道路）

被災者：死亡1人、休業2人



【発生状況】

本件は、道路中央線の塗替え作業中、進入してきた8トントラックに3人が撥ねられたものである。

当日、元請現場代理人1人、下請作業員5人（塗替え作業及び交通誘導）で道路（片側一車線）の中央線の塗替え作業を行っていた。

車線規制は行わずに、作業は、手押し式の溶融ペイントハンドマーカ（塗替え用機械）を使用して行うもので、Aが操作し、Bが後方確認及び冷却のための水撒きを行い、Cが塗替え前の旧ラインの清掃作業を担当していた。

また、現場代理人Dは歩道上で検測作業を行い、他の作業員E、Fは、通行車両の誘導を行っていた。

作業の途中、溶融ペイントハンドマーカの塗料が少なくなったため、一旦全員が歩道に戻って塗料を補充した。補充後、Eが車道に出て、西方向からの通行車両の誘導を再開した。続いてA、B、Cも塗替え作業を再開した。

もうひとりのFは東方向からの車両の誘導を行おうと、誘導位置に向かっていたら、すでに東方向からトラックが進入して来たた

め、当該トラックを通過させた。

作業区間に進入した当該トラックは、突然センターラインを越え、A、B、Cを次々撥ねた。

【原因】

- 1 道路使用許可条件を遵守せず、車両を通行させながら塗替え作業を行ったこと。
「片側交互通行」「防護車の配置」等が道路使用許可条件であったが、車線規制をせず車両を通行させ、防護車の配置も行っていなかった。
- 2 現場代理人が、当該塗替え作業の安全な作業方法等について具体的な指示を行っていなかったこと。
- 3 作業手順がなかったこと。また、安全教育を実施していなかったこと。

【対策】

- 1 道路上の作業は、道路使用許可条件に従い、次の措置を講じて行うこと。
 - (1) 防護用車両を配置する。
 - (2) 作業区間両側に交通整理員を配置して誘導させ、片側交互通行とする。
 - (3) 現場手前に、工事中を周知するための通行車両用の表示板を配置する。
- 2 元請現場代理人は、作業前打合せを行い、全ての関係作業員に対して、安全な作業方法等について具体的に指示し、周知徹底すること。
- 3 作業手順を定め、安全衛生教育を実施し、作業手順の周知徹底を図ること。

平成21年度における建設工事事故防止のための重点対策の実施について（抜粋）国土交通省（平成21年3月31日国官技第317号）

関係業団体が実施する対策

- 1 交通事故防止重点対策

（平成13年度からの継続対策）

関係団体は、会員各社に対して、現場の状況を十分勘案し、運転者の注意を喚起する効果的な方法（回転灯や電光表示板等）と車両の制動抑止を図る方法を組み合わせる等により、有効な交通事故対策を実施するよう働きかける。